

令和4年度宮城県サービス管理責任者等実践研修

サービス担当者会議等における サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割



認定NPO法人アフタースクールぱるけ
代表理事 谷津 尚美

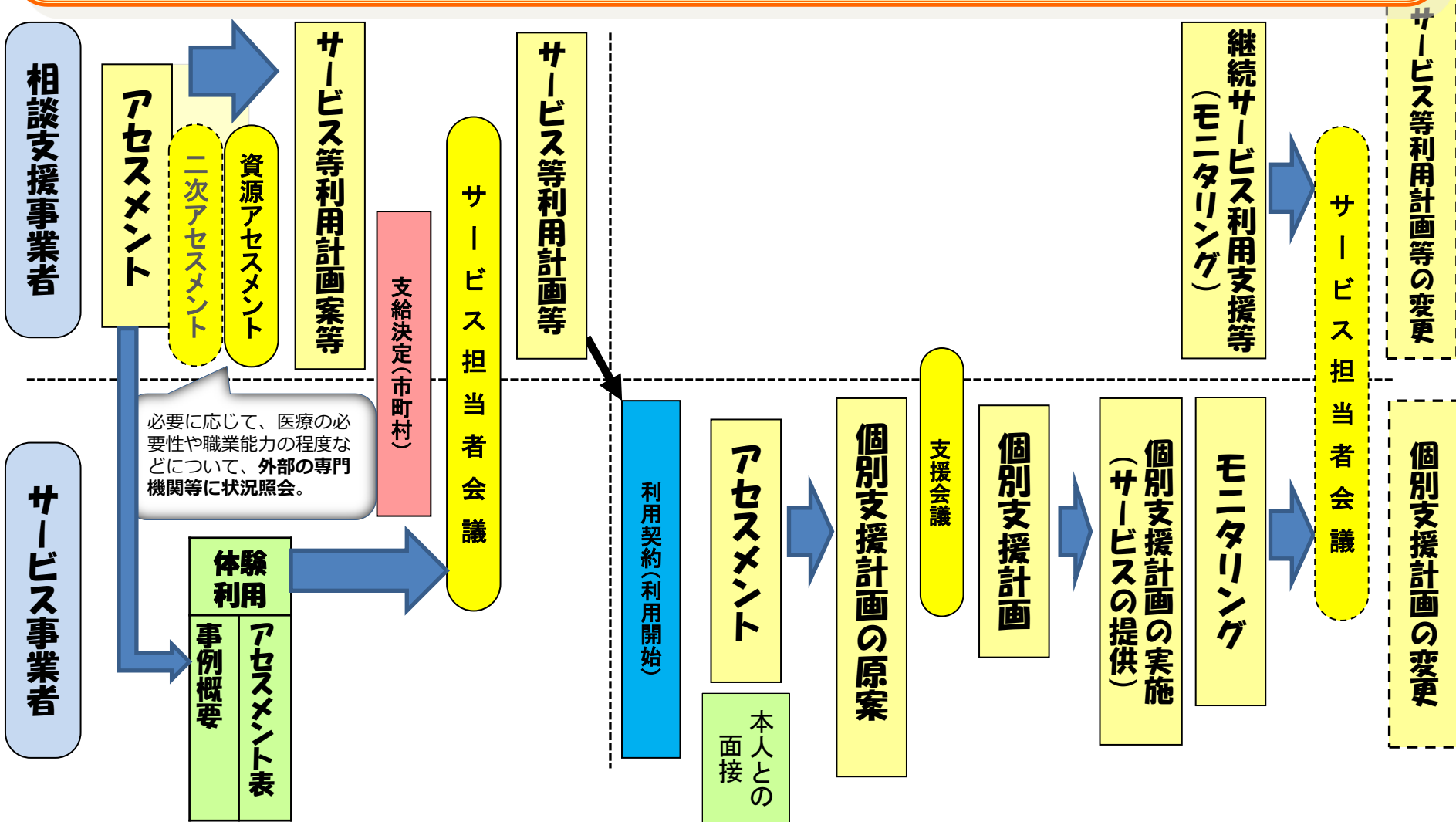
本講義の内容

1. サービス担当者会議等とは？
2. サービス担当者会議の実際
3. サービス担当者会議で留意したいこと
4. まとめ

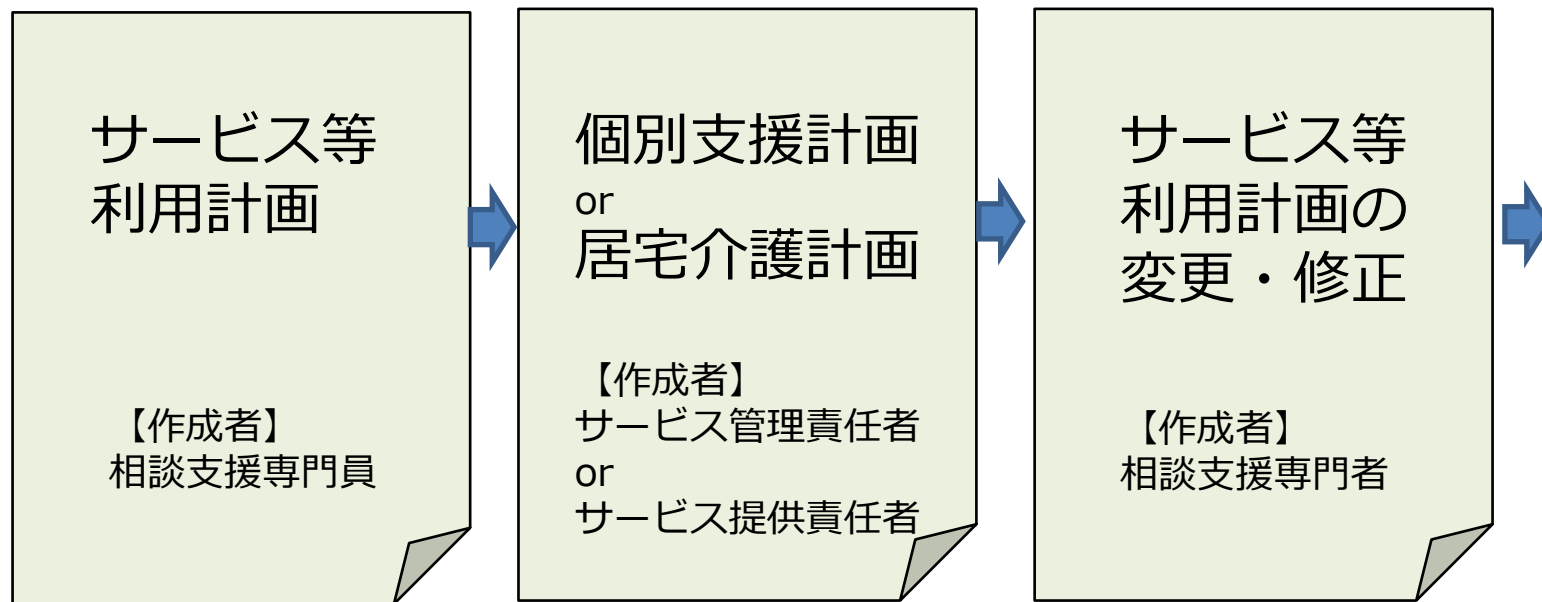


1. サービス担当者会議等とは？

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係



サービス等利用計画と個別支援計画の関係

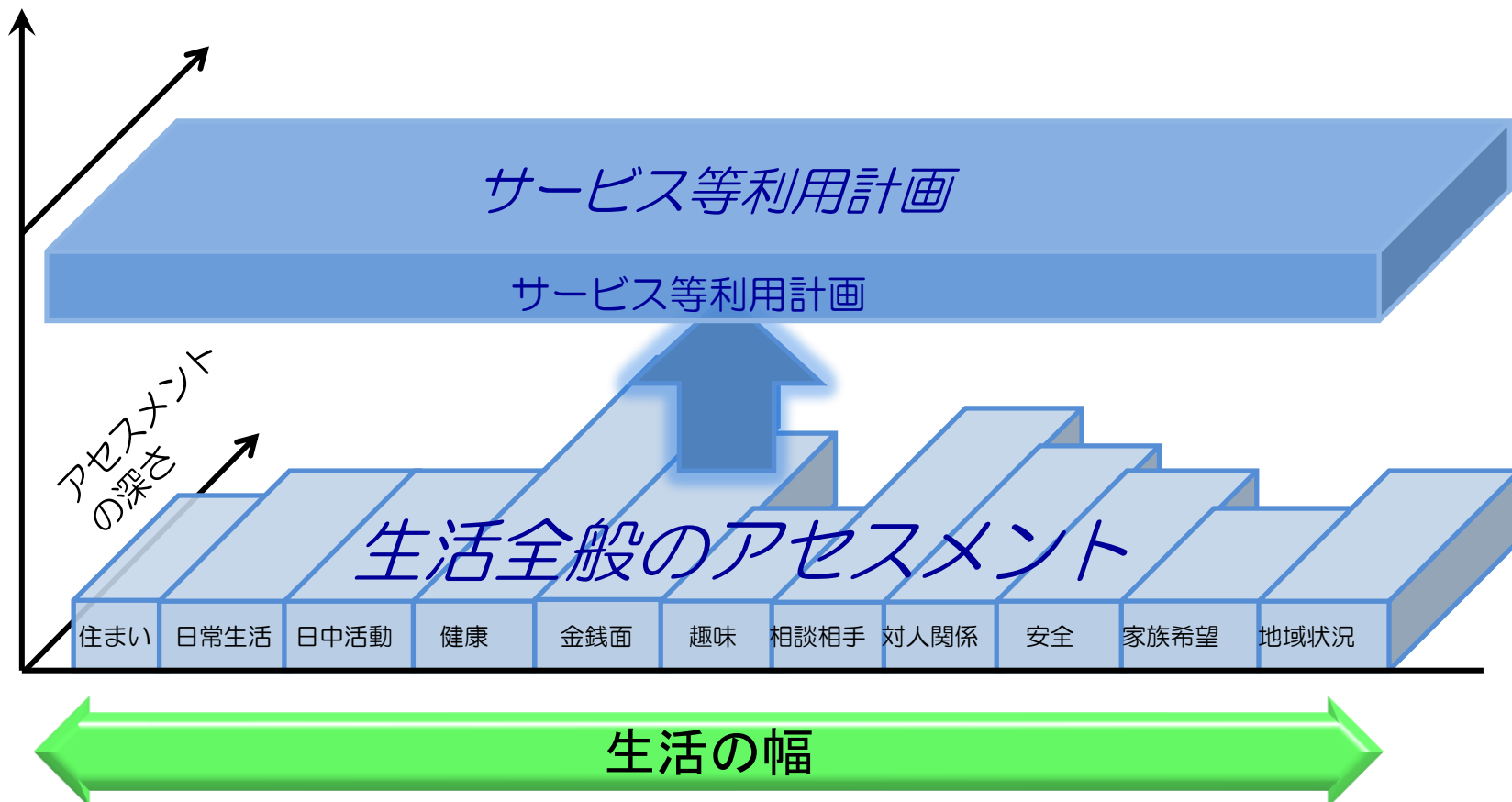


- 利用者のニーズの変化に応じた細かな支援の**変更**が必要
- そのために、支援会議が重要になる

(相談支援専門員が作成する) サービス等利用計画

【サービス等利用計画】

生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したもの
(相談支援専門員によるサービスを繋ぐ支援)

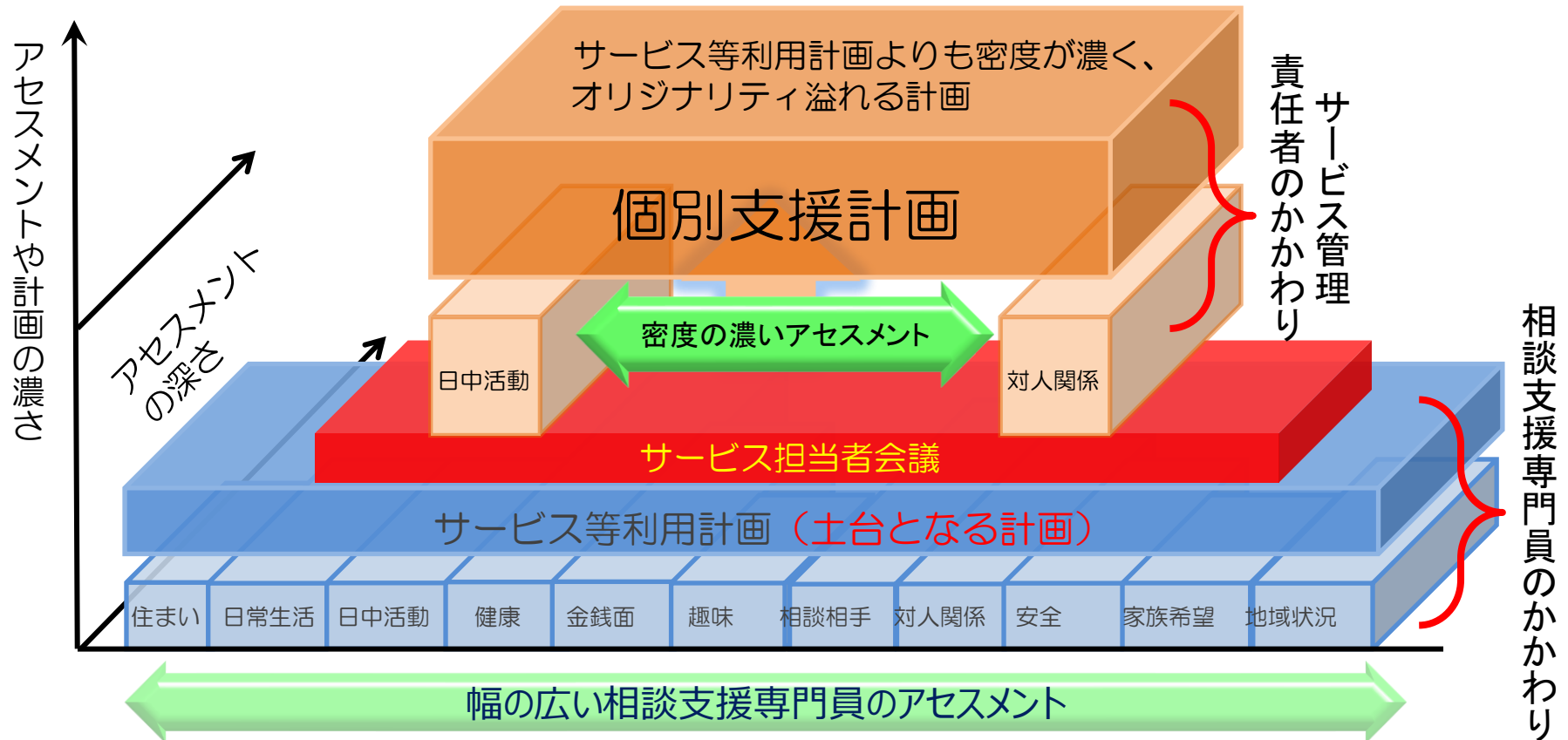


(サービス管理責任者が作成する) 個別支援計画

【個別支援計画】

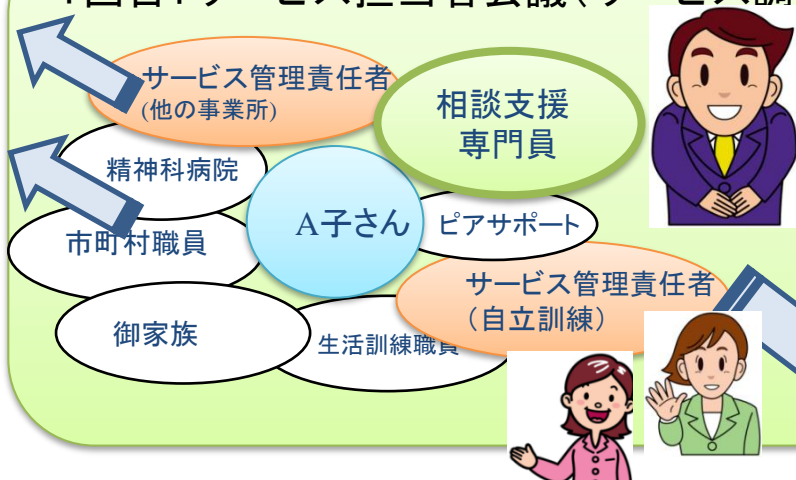
必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの

(サービス管理責任者による深める支援)



外部とつながる「サービス担当者会議」と 内部で深める「個別支援会議」

1回目：サービス担当者会議（サービス調整会議）



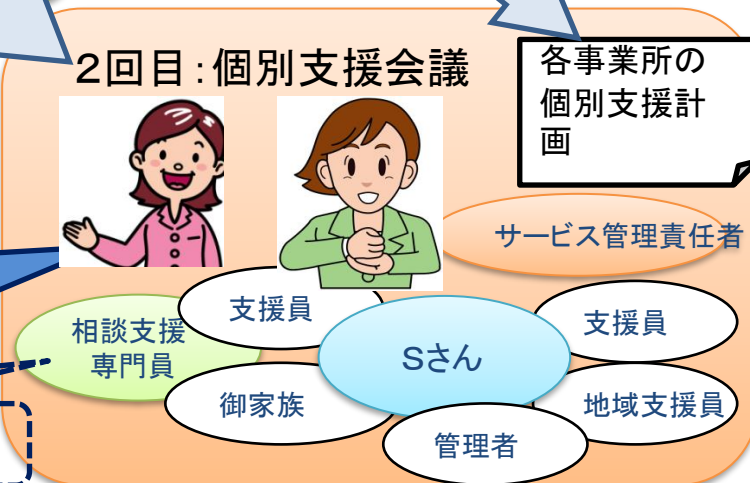
①事業所外部と連携・協力・役割分担！

サービス等利用計画

「サービス等利用計画（外部の支援も含めたトータルプラン）」を元に...

②事業所としての「個別支援計画」を作成！

2回目：個別支援会議



各事業所の個別支援計画

必要に応じて、関係機関の参加を求めることもあります

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

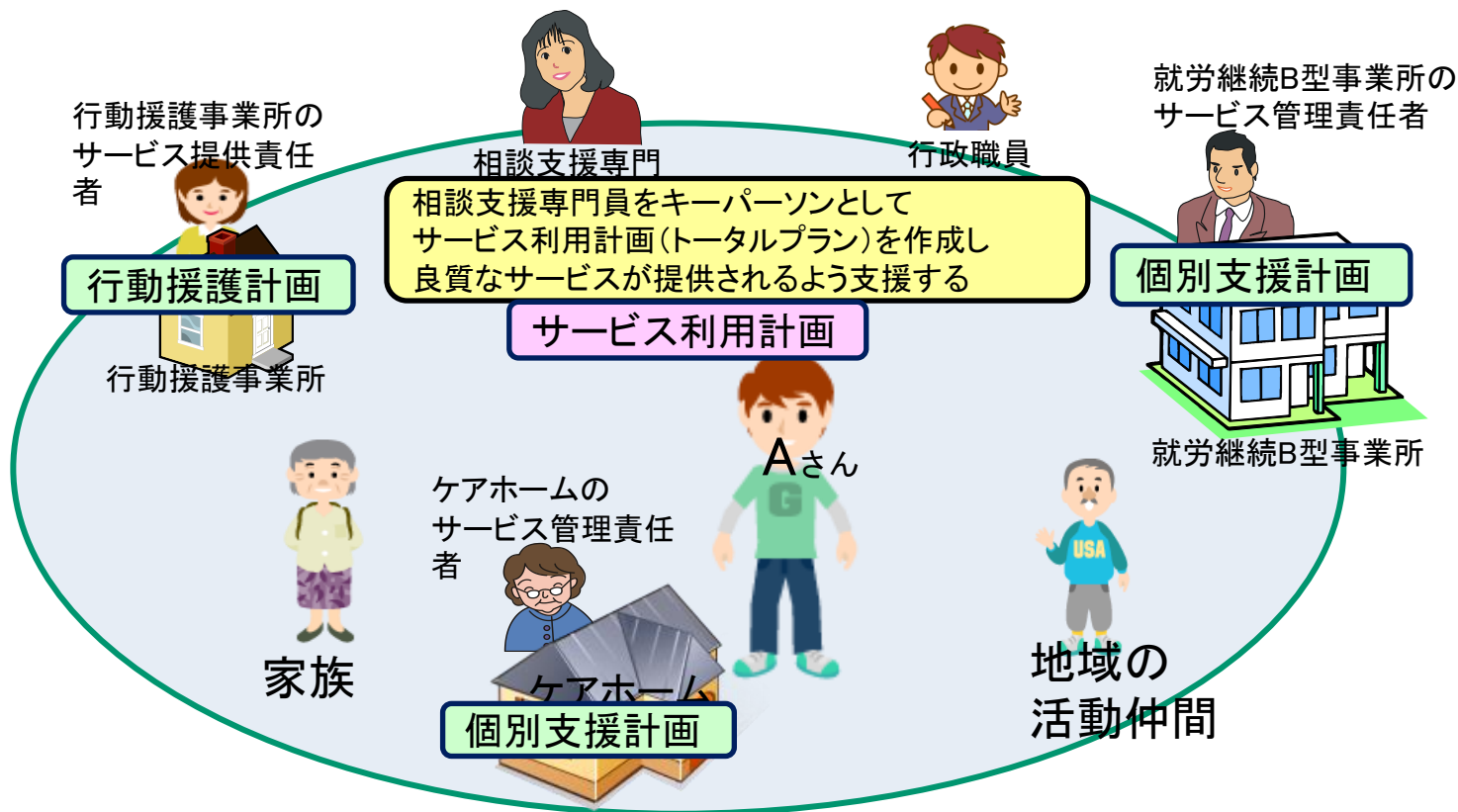
- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

相談支援専門員とサービス管理責任者の連携イメージ - Aさんの事例から -

自宅からケアホームに入居して2ヶ月経ったAさん。特定のこだわり行動による混乱も徐々に解決され、生活にも慣れてきた。日中は就労継続B型事業所を利用している。休日には行動援護を使って地域の活動への参加が始まって楽しみが増えてきた。



サービス管理責任者との連携イメージ

- Aさんの事例から -

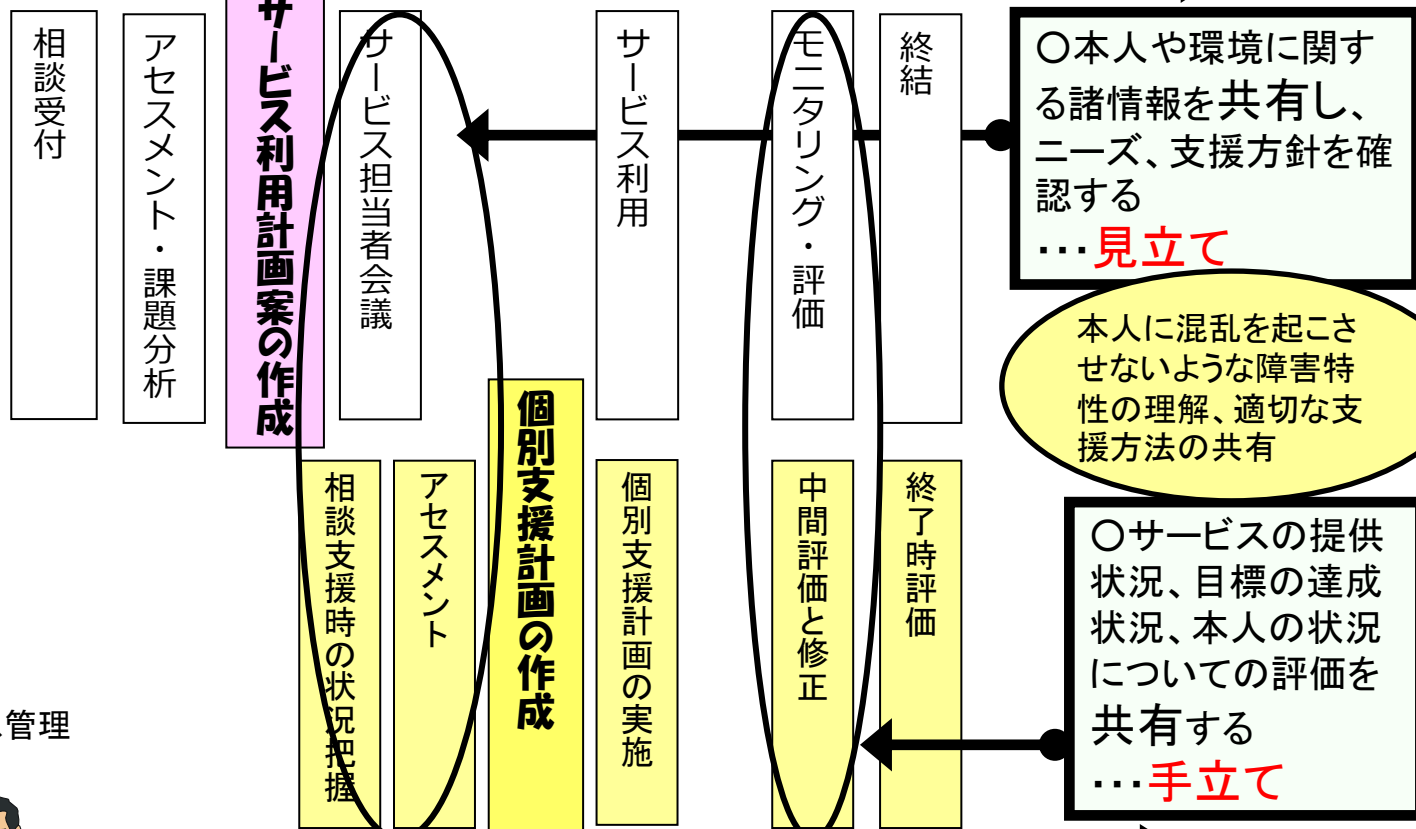
相談支援専門員による支援



相談支援
専門員



サービス管理
責任者



サービス担当者会議等とは？

サービス担当者会議

相談支援専門員は、支給決定を受け、①サービス等利用計画案の変更を行い、②障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行なうと共に、③サービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行ない、サービス等の担当者に専門的な見地から意見を求めなければならない。(基準省令 第15条第2項第11号)

個別支援計画の作成に係る会議

サビ児管が、サービス提供のプロセスの個別支援計画の作成のためのアセスメント、計画案作成、計画作成、計画の実施、モニタリングといった流れの中で、必要に応じて実施する会議〔主として個別支援計画の原案作成段階〕(基準省令 58号5号)

サービス担当者会議

- (1) サービス担当者の視点からは、それぞれの専門的立場から意見を述べ、原案を更によいものにする機会です。
- (2) 利用者の視点からは、原案に対して実際にサービスを提供してくれる事業者との間で確認ができる、共有の機会です。
- (3) 相談支援専門員の視点からは、利用者と実際にサービスを提供しているサービス担当者から、現実的な情報が得られる機会である。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務

1. 個別支援計画の作成
2. 利用者に対するアセスメント
3. 利用者との面接
- 4. 個別支援計画作成に係る会議の運営**
5. 利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付
6. 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）
7. 定期的なモニタリング結果の記録
8. 個別支援計画の変更及び修正
- 9. 支援内容に関連する関係機関との連絡調整**
10. サービス提供職員に対する技術的な指導と助言
11. 自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

実際のサービス提供は？

サービス担当者会議等が適切に実施できていないために

- 「提供できる支援内容はあらかじめ決まっておき、利用者の状態や強みに合わせて支援内容を一人一人に開発することは少なく、利用する人には事業所が準備した支援内容を提供しがちである。」
- 「他の機関との連携に乏しく、適切かつ具体的な支援目標を見いだせないまま、『健康に留意』『安定した暮らし』『他の利用者と仲良く』『作業に集中』『ルールを守る』『迷惑なことをしない』といった内容の支援目標を繰り返していることがある。」
- 「新たな視点で支援内容を見直していくことが少なく、支援内容が何年も同じのままである。」
- 「事業所を利用している場面の情報だけで個別支援計画を作成しがち。事業所以外の暮らしについての情報を持ち合わせないままの支援を継続している。」

サービス担当者会議等を実施することで



アセスメントにおいて、主観的な視点を見直していくことができる



個別支援計画を説明する際の根拠などを、よりわかりやすく示すことができる。(利用者や家族は、様々な立場の意見を聞くことにより、納得できる支援目標が増える。)



モニタリング後、個別支援計画の変更や修正を行なうことは結果として多くなる。



サービス提供職員に対する技術的な指導と助言を実施する機会が多くなる。(適切な指導を受けるほどに、スタッフは仕事へのやりがいを感じる。)

本講義では、サービス担当者会議に焦点を当てて話を進めていきます。

2. サービス担当者会議の実際

一人のケースを各ライフステージに沿って説明します。
～現在の制度に合わせて、Aさん(男性)の生涯を振り返っています。～

キーワードは・・・

- ①個別支援計画の作成・修正
- ②関係機関との連携
- ③相談支援専門員との連携



幼少期～児童発達支援センターと保育所を並行通園した時期

事例の状況

- ・年中児(5:3)、その年度から併行通園を開始し間もなく一年になる。(2月) ダウン症。中度の知的障害。
- ・子どもはどちらの園生活も楽しんでいる。
- ・保育所では、個別の指示は理解できないことは多いが、周りを見て生活の流れには遅れがちなが沿うことができている。
- ・保育所を巡回指導している職員から、視覚的にスケジュールを見せながら、自発的に行動できる機会を増やした方が良いと提案があった。保育所としては、もうすぐ年長になっていく子ども達のことを考えると、日々視覚的な支援を行うことに抵抗がある。

会議の目的

- ・ 児発管が相談支援専門員に、下記の内容もテーマに入れてほしいことを依頼した。
- ・ 4月より年長になるため、そろそろ就学に向け、関係者が集まって話し合った方が良い時期。
- ・ 児童発達支援センターの児童発達管理責任者としては、保育所のスタッフが巡回指導の職員の助言に抵抗を感じているため、支援の方向性を話し合っておく必要があると判断。



会議の参加者

- ・ 児童発達支援管理責任者と担任
- ・ 保育所の主任保育士と担任
- ・ 巡回指導を実施している機関の担当者
- ・ 就学指導委員会の職員
- ・ 相談支援専門員

計7名

会議の成果

- ・ 通常は年長になってから行う予定の就学に向けた個別支援会議の準備会議として、顔合わせをすることができた。
- ・ 相談支援専門員は、Aさんの状況を理解することができ、利用計画作成に反映していった。
- ・ Aくんが、保育所では周りの子どもたちの動きをよく観て、さかんに模倣をし、自発的に行動している場面が増えていることを確認できた。
- ・ 巡回指導の職員の考えも、保育所の職員の考えも対立するものではなく、必要に応じ双方の考えを実践に活かしていけば良いことを確認できた。



(1) 幼児期に大切にしたい視点

- どの時期であっても注意しなければならないが、幼少期であるほどに、個人情報には細心の留意が必要。但し、個人情報であることを理由として、会議への参加に消極的になってはいけない。何が個人情報であり、どこまで子どもの発達のために必要な情報共有であるかは、ケースごとに検討していくことが大切。
- 利用しているそれぞれの機関、専門家ごとに、子どもの成長のために良かれと考え、支援の方針がいくつか分かれてしまうことがあり、結果的に子どもと保護者が戸惑うことにつながる場合がある。会議当日は、会議のグランドルールとして、支援者が互いの考え(方針)を認め合い、子どもとその家族のために実際にできることを整理していく機会であると理解して参加することが必要。
- 就学を前にした保護者は、大きな不安を感じていることは多い。より最新の情報を、わかりやすくていねいに提示する機会を、保護者が必要なだけ設定したい。

幼児期における関係機関との連携のポイント

発達支援について助言できる専門機関に関しては、地域間格差があるが、必要に応じて、近隣の市町村、障害保健福祉圏域も含めて、相談支援専門員と共に支援協力を求める。

「子どもを地域で育てていく」ということを念頭に、地域の関係者が必要に応じて集まっていくことができるメンバーが、中心点なメンバーであることを相談支援専門員と共に常日頃から考えておく。(現実的で利用可能な選択肢を、家族に提示していくことができる。)

学齡期～放課後等デイサービス事業所で困ったことが起きた時期

事例の状況

- ・中学一年生。特別支援学級在籍。放課後等デイを週4日利用
- ・健康面は良好。ほぼ欠席なく学校、事業所に通う。
- ・放課後等デイで、異性に抱きつく、特定の子を別室に誘いスキンシップを求める、特定の女性職員の胸に触ろうとしたことが一度あった、といった行動が見られた。
- ・放課後等デイでは、思春期に入り性的な興味が出てきていると解釈した。やってはいけないことについて、レッドカードを示し、注意を促す声かけについて統一して関わることにしたが、こうした関わりで良いのか不安になった。

会議の参加者

- ・放課後等デイサービスの児発管
- ・特別支援学級の担任
- ・思春期の性教育等に詳しい専門家
- ・両親
- ・相談支援専門員

計6名

会議の成果

- ・事業所の職員は思春期に見られる性的な興味であると思い込んでいたが、異性の体のつくりへの関心と、体の変化への不安から生じている面もあり、適切な絵本や図鑑を一緒に見る活動が必要であることがわかった。
- ・放デイ、学校、家庭でできることについて、それぞれ役割の分担を検討し、特にAくんの興味に合わせた具体的な関わりについて話し合うことができた。(相談支援専門員は、他にも同様な事例があったため、良い学びの機会となった。)

会議の目的

- ・児発管は相談支援専門員に、下記の内容を会議の目的とするように依頼した。
- ・放デイの職員が気になるAくんの行動について、どう関わっていくことがよりベターなのか、情報を集め共有していきたい。
- ・同様な事例は、他の子どもでも見られることがあるため、所内でどのような研修を重ねた方が良いかを知りたい。





(2) 学齢期に大切にしたい視点

- 「うちではそんな行動は見られませんよ。」と検討したい状態を問題視しない参加者がいることがあるが、そもそも特に児童期では、**相手によって、場面・場所によって緊張度合いが変わり、態度や行動も一日のうちで大きく変わることがあることを前提として、検討していくことが大切。**
- 特に思春期は、「思春期だから・・・」という発想で、ケースの評価をまとめてしまう傾向が未だに少なくない。**細かくかつ多くの、子どもの興味・関心に関する情報を出し合うことに、会議の意味がある。**
- 18歳以降の生活に関しては、多くの保護者が、子どもが高学年になった頃より不安を強く抱き始める。その不安を少しでも和らげていくために、各機関がそれぞれに面談を重ねているが、**我が子のことのために関係者がいろいろと検討する場面を保護者が体感することが、かなり有効であると留意しておきたい。**

学齡期における**相談支援専門員との連携のポイント**

教育関係者が会議に参加しやすい時間帯は、放課後等デイの職員が参加しにくいものだが、事業所の支援の質を高めていくためにも、会議には参加していきたいものである。そのために、相談支援専門員と綿密に日程調整を図っていく。

教育との連携に関しては、子どもの担任との連携のみならず、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、主任教諭との連携が必要。そのために長期的に子どもと関わる相談支援専門員が、関係者がつながるためのキーマンとして考えていくこと。

学齡期における関係機関との連携のポイント

学齡期の子どもの日中活動の中心は学校であり、学校での子どもの状態の把握なくして、事例の検討は深まらない。

医療、教育、福祉及び家庭での生活の視点それぞれがうまく絡み合うことが理想だが、それぞれの機関が総合的に支援方針を立てていくことは、決して得意なわけではないことを認識しておく。

医療的ケア児においては、子どもが「外に出かけること」を重視しつつ、地域のチームとして途切れない支援が提供できるようにしていく。(＝多職種連携のチーム作りとその継続)

青年期～就労継続支援B型事業所を利用し始めて数年経った時期

事例の状況

- ・23歳。毎日元気に通所しているが、事業所が提供する作業にはなかなか集中できない。作業は簡単な部品の組み立てが中心。
- ・時折、あくびを連発しているようで、睡眠がとれていないのではないかと感じている職員はいた。
- ・一日のうちで、何度か壁に向かって独り言を言っていることがある。
- ・朝や帰りの集いの時の挨拶の当番や、休憩時間に皆で唱うときには、いつも張り切って大きな声が出ている。お笑い芸人のギャグをよく披露している。

会議の参加者

- ・ 事業所のサービス管理責任者
- ・ 事業所の職員4名
- ・ 相談支援専門員

計6名

会議の成果

- ・ 相談支援専門員が、事前にサビ管から依頼され、ダウン症という障害の特性について学ぶための資料を準備してもらい、その情報を共有できた。
- ・ 週の後半や登所して間もない時間帯や昼食後の作業ははじめの時間帯に、集中できにくいことが確認できた。
- ・ 一人で作業することより、言葉を交わしながら協働していく内容の作業や、Aさんがはりきって取り組めることを、作業以外も含めて確認できた。

会議の目的

- ・ サービス担当者会議と個別支援計画の見直し、修正のための所内会議を合同で実施。
- ・ 作業の手を休めていることは多く、作業に集中できないことを強い口調で注意する職員がいる一方で、放っておいたらいいと考えている職員もあり、サービス管理責任者としては、支援の方向性を一度全員で検討する必要性を感じていた。





(3) 青年期に大切にしたい視点

- 長年過ごした学校生活の流れとは異なることも含め、利用し始めて2, 3年のうちは、在学中に実習として体験利用したときと同様な姿を見せることは多いが、働く場所としての生活の流れに慣れてきた頃より、それまでに見られなかった姿が見られ始めることがある。学校を卒業して数年経った時期は、その人に人生においては、**大切な「隠れた移行期」**と考えて、**支援の方向性を見直して**ほしい。
- この頃の**趣味の広がりや、新たな嗜好の発見は、中年期、高齢期の生活の幅に直結していく**。全ての日中活動の支援事業所は、その人の趣味や嗜好にも注目しながら、サービスを提供していくことは重要。
- ほとんどの事業所は、精一杯自事業所が提供できるサービスを考え、工夫をしているが、この時期に就労移行や自立訓練等以外の多く事業は、「**通過施設**」としての意識を持っていないことが多い。例えば、同種別の事業であっても、ある仕事を元気なうちに経験させてみたいなど、3年後には事業所を退所させて、新たな生活や社会体験を経験してもらいたいといった発想をもって支援してほしい。

青年期における相談支援専門員との連携のポイント

公的福祉サービスでは、自立訓練、就労移行、地域定着支援の事業等を有効に活用して、本人の持つ強みをしっかりと活かしていく時期である。様々な支援を適切な時期に、適切なタイミングで利用していくために、相談支援専門員とは常に連携を取り、利用計画における総合的な支援方針を共に検討していくこと。

就労、働くことに関係することが支援の目標となりがちな時期だが、休養とリフレッシュタイムが充実してこそ、就労の継続の可能性は広がっていく。生活全体を見渡しながらか、支援の方向性を考えていくためには、相談支援専門員との連携は欠かせない。

青年期における関係機関との連携のポイント

学齡期から青年期に移行する時期は、関係機関内でも担当者が変わることは多い。(医療機関としても、主治医が小児科から内科医・精神科医等に変わることがある。)それだけに、特に青年期初期は、担当者会議が本人のことをよく理解できないままのメンバーの集まりになりかねないことに留意する。

職場先でのトラブル等は、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワークと連携し、触法障害者の事例に関しては、基幹相談支援センターを中心に検討を進めていくことになるが、休日や通勤途中でのトラブルや障害への理解がないことから生じる通報等々、警察や司法と日常的につながっておくことは重要である。

壮年期～体力や身体機能の衰えが見られ始めた時期

事例の状況

- ・47歳。30代の頃には、いろんな作業に取り組めるようになり、自主的に挑戦する姿が見られていたのだが、ここ数年、徐々に黙りこくって、椅子に座ったまま遠くを見つめているような姿が増えてきた。
- ・納品等外に出かけることには以前は積極的だったが、そっぽを向いて出かけることを嫌がる様子が見られ出した。
- ・事業所の職員としては、体調が良くないのだろうかと感じることもあるが、時折以前通り張り切って活発に行動する姿も見られるので、考えすぎなのかもと感じている様子。
- ・両親は、父親は二年前になくなり、兄弟は他県在住。

会議の参加者

- ・ 事業所のサービス管理責任者
- ・ 身体障害関係の相談員
- ・ 相談支援専門員
- ・ 他の同種別事業所のサービス管理責任者

計4名

会議の成果

- ・ まだ四十代なので、事業所職員としては頭になかったが、他の事業所のサビ管より、老化が進んでいる可能性があることを指摘され、今後医療関係者の意見も聞いていくことになった。睡眠時無呼吸症の可能性についても話題になった。
- ・ 介護予防としての視点を支援の中に取り入れていくこと、そのためにAさんにとって必要な支援であるならば、生活介護や移動支援を視野に入れていくことについて共有できた。

会議の目的

- ・ 相談支援専門員がサービス担当者会議を実施する前に、サビ管から以下の内容も話し合っほしいことを依頼した。
- ・ Aさんの様子から、元気ではない姿が見られることを外部の関係者も交えて評価していく。
- ・ 日中支援は、このまま就労継続支援B型の支援だけの提供で良いのかといった検討。





(4) 壮年期に大切にしたい視点

- 児童期から成人期、その後が高齢期といった大雑把な捉え方ではなく、成人期を青年期、中年期、壮年期、高齢前期、高齢後期と分けて考えていく視点は大切。それぞれのライフステージでどう生きていくのかは、人によって当然違ってくるが、「働き盛り」「第二の人生」「**仕事を取り除いた自分の社会的価値**」といったことは、障害のあるなしにかかわらず、人生の大きなテーマである。そうした意味では、あえて「壮年期」に注目していくことを提案したい。
- Aさんのケースは年代から考えるとまだ中年期ではあるが、同様に障害の状態を考えると、**結果としてライフステージの移行が早まることがある**ことに留意していく。
- 以前できていたことが少しずつ難しくなるということは、誰もが経験していくことであるが、そのことを本人が受け入れることはたやすいことではない。ご本人の尊厳には配慮しながら、負担のないようにしながら、**運動的なことを日常的に取り入れること、よりやりがいや達成感をもてる内容の支援を重視していくことが必要**。

壮年期における相談支援専門員との連携のポイント

高齢期の暮らしに向けて、家族の意向をしっかりと受け止めていく最後のチャンス。そのために、相談支援専門員とは十分に情報交換していくこと。

事業所が提供できるサービスの限界を常日頃からスタッフ間で話し合っておき、その情報を相談支援専門員に明確に伝えていくこと。

壮年期における関係機関との連携のポイント

高齢者への支援機関が得意とすることの一つは、身体介護である。どのようなことに留意しているか、どのような介護予防的な関わりを実施しているかについて、障害分野が学べることは多い。

保護者の高齢化に伴い、医療機関の受診が遅れがちになっているケースがある。また複数の医療機関を利用するケースは多く、服薬管理等介入が必要なケースがこの時期より増えてくることに留意すること。

災害時の支援体制について考えていく時に、壮年期のケースを中心に考えていくことは大切である。

3. サービス担当者会議で留意したいこと

サービス担当者会議で留意したいこと

- 情報の整理(5W1H)
「誰が」を一つ一つ確認。話の時系列を整理。
話の流れ、人間関係を整理。
- その人の生活全体を知っているからこそ見えてくることがある。



生活全体を理解していくと、集められた情報の中で、話しのつじつまが合わないところ、ある情報がある人の主観的な意見であること、その人の事業所外での意外な姿等に気づき、何を優先すればいいのか見えてくることがあります。

会議は参加者が気づきあう場であり、見方、視点を変える場です。

サービス担当者会議で留意したいこと



- それぞれが持っている情報を出し合い、時には支援の方向性が分かれていることを確認する。
- 支援の方向性が異なっていること、または定まっていないことが確認できたら、どのやり方がいいのかを話し合うのではなく、どの場面で有効な手立てとなっていたのかを、具体的に出し合っていく。
- 自分の事業所の考えと明らかに違った意見が出てきた場合、どういった場面で実践に取り組みそうかをまず考えてみる。
- 事業所やご家族の悩みなのか、ご本人が困っていることなのかは分けていくように努める。

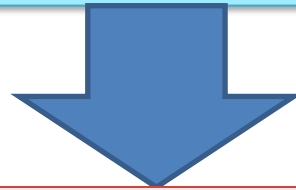


ご本人の立場、気持ちに少しでも近づこうとしながら話を進める。
ご本人のいろんな場面の笑顔に出会うことを大切にしていこう。
そのためにも、ご本人が好きなおこと、関心のあることを行っている場面を直接観させていただけるよう努める。

サービス担当者会議で留意したいこと



- 相談したいこと、訴えたいことの中で、その人が悩んでいること、不安なことがどこにあるのかを探っていきながら、相談者の気持ちを整理していく。
- 関係者間の役割分担を提案し、それぞれが取り組むことについて確認していく。



うまくいっていること、努力していることを抽出して評価する。できている支援をこれからも引き続き提供していくことに注目する。解決策が見つかったとしても、本当にできることなのかをお互いの立場に立ってみながら、実施可能なのかどうかを親身に想像していく。解決策が見つかったとしても、できないことがあるということを認め合っていく。

4. まとめ



相談支援専門員 の役割？ サビ見管の役割？

ケースを見立てるということに役割の区別はありません。一緒に情報を共有し、一緒にアセスメントしていくこととなります。

そして、一緒に相談支援専門員が作成する利用計画における「総合的な援助の方針」を考えていくこととなります。

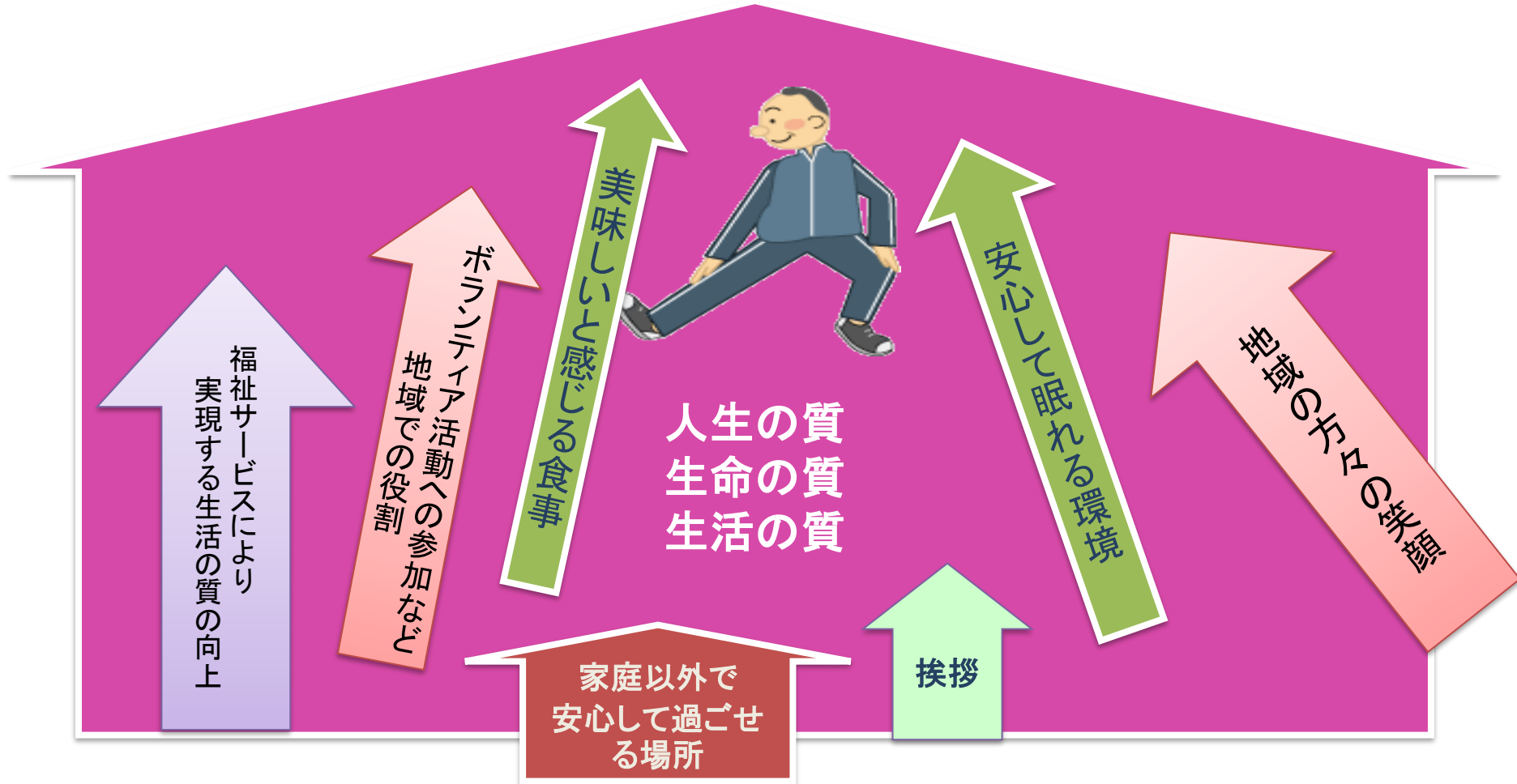
相談支援専門員はケースの生活全体を大まかに捉え、数多く関わっているサービス管理責任者は、ケースを細かく理解し、具体的は支援内容を決めていくといった役割分担にはなりません。



サービス担当者会議に参加することにより

- 様々な情報が集まることで、正直なところ事業所としての力量や支援の限界がたくさん見えてくることあります。しかしながら事業所が、サービス担当者会議への参加を重視し、所内での個別支援会議と連動させていくことは、利用者の権利擁護に積極的であると言えます。
- サービス担当者会議で解決できないニーズ等は、地域課題として捉え、相談支援専門員と共に、**自立支援協議会に報告**していきましょう。
- サービス担当者会議に参加することで、事業所の支援の質は必ず高まり、職員の支援力が増していくことでしょう。

地域で生き生きと生活するために！



相談支援専門員との連携



サービス担当者会議を利用して、様々な話題を提供し、検討していきたい話題を提案していくのは、サビ児管であることは多いと理解しましょう。



自事業所でできるだけ対応するのではなく、他の事業所と一緒に取り組んでいくことで、支援が有効に機能していくことが多くあると考えていきましょう。連携の幅を広げるために相談支援専門員とつながっていきましょう。

5年前、10年前と比べて事業所の成長は？

- 事例検討の質は高まったのか？
- 臨機応変に利用者の状態により、支援内容を変えていける力をスタッフは高めているか？
- OJTの体制とその精度が磨かれてきたか？
- 利用者にとって、選択肢が広がっているのか？
- 意思決定支援についてよく理解しているスタッフが増えてきたか？
等々



充実したサービス担当者会議等に参加、実施するほどに

事業の安定＋利用者の満足度の高さ

使用資料

- 平成30年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料より
http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2018/servicekanri_siryou.html
- 令和2年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修より
http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2020/servicekanri_siryou.html

「サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割」 柏学園相談支援事業所
相談支援専門員、日本相談支援専門員協会 副代表金丸博一